

学校施設開放における感染症対策（確認書）

1 施設利用に伴う必要事項

- (1) 学校敷地内に入る全員が、活動当日に「健康チェック表」による確認を行い、該当する項目がひとつでもあった利用予定者は、来校を見合わせるよう徹底します。
- (2) 代表者は、全員の健康チェック状況について、活動開始前に確認を行います。
※「健康チェック表」は、各自利用最終日から少なくとも1カ月保管してください。
- (3) 代表者は、「学校施設開放利用報告書【感染症対策用】（様式4）」を提出します。
- (4) 代表者は、当日活動に参加した全員の名簿（氏名、緊急連絡先）を作成の上、少なくとも利用後1カ月保管し、万が一感染が発生した場合は保健所等の公的機関に協力し情報提供を行います。
- (5) 代表者は、団体内に施設の利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症の感染者等（感染の疑い、濃厚接触含む）が判明した場合は、学校及び教育委員会へ速やかに報告します。

2 施設利用上の基本的な対策

- (1) 開放管理者及び開放指導員の指導に従い、感染症対策を講じた上で、適切に利用します。
- (2) 消毒液を持参し、活動前と活動後に家事用手袋を着用の上、各学校の対応に準じ、施設（ドアノブ、手すり、スイッチ等）、机、椅子などの備品・用具の消毒を適切に行います。また、消毒は、利用時間内に行います。
- (3) 水道場やトイレなど、特に衛生面での注意が必要な場所の使用については、学校及び学校施設開放運営委員会の方針に基づき適切に対応します。
- (4) ゴミの持ち帰りを徹底し、用具等の置き忘れのないよう、退出時の確認を徹底します。

3 活動上の基本的な対策

- (1) 活動に際し、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底します。
- (2) マスク着用の上に来校し、活動時もマスクを着用します（スポーツ活動中は除く）。
- (3) 活動に必要な用具は持参します。
- (4) 窓またはドアの常時開放または定期的な開放など、換気を徹底します。
- (5) 近距離での会話や大きな声での発声・応援等飛沫の飛散を極力避けて活動します。
- (6) 利用者同士の距離（おおむね1～2m。できるだけ2m以上）を確保します（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）。また、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い競技や音楽活動（吹奏楽、合唱等）については、活動内容の工夫や変更を行います。
- (7) 運動・スポーツを行う場合は、活動中の呼気の影響を避ける位置取りなどの工夫を行うとともに、タオルの共用、水分補給の際の回し飲み等を避けて活動します。

上記の項目を踏まえ、感染症対策を講じて活動を行います。

◎ この確認書は団体（控）です。

◎ **提出用**の確認書は、学校施設開放運営委員会に提出してください。